

平成 15 年 8 月 28 日
農林水産省消費・安全局

農林水産省における食品の安全に関する危機管理について

1 これまでの対応状況

農林水産省では、過去に緊急な対応を要する事故・事件等が発生した際、それぞれの案件に応じて、厚生労働省等の関係省庁と連携して、事故・事件等に関連した情報収集及び食品の安全に係る分析の実施などを行ってきている。

(緊急な対応を要する事故・事件等の事例)

(事例 1) J C O ウラン加工施設事故に係る対応の経緯

- ① 茨城県東海村所在の株式会社ジェー・シー・オー (J C O) 東海事業所のウラン加工施設において、平成 11 年 9 月 30 日午前に臨界事故が発生。
- ② 農林水産省では同日午後から情報収集を開始し、さらに対策本部を設置。
- ③ 10 月 1 日午前から厚生省と連携して、農産物等の放射線検査を実施し、厚生省の学識経験者による安全評価の結果に基づいて、2 日夕刻には農林畜水産物の安全宣言を発表。

(事例 2) 所沢ダイオキシン報道に係る対応の経緯

- ① 平成 11 年 2 月 1 日のテレビ朝日による「所沢の野菜のダイオキシン濃度が 0.64 ~ 3.8 pg/g である」旨の報道。これを契機として、所沢産のほうれんそうの取扱い停止や価格低落の影響に加え、消費者に食品の安全に関する不安が拡散。
- ② 農林水産省では、流通業者等に冷静な対応を要請するとともに、環境庁及び厚生省と連携して、所沢市等における野菜及び茶、周辺の土壤、降下煤じん等のダイオキシン類の実態調査を実施。
- ③ 3 月 25 日に実態調査結果を公表。測定値はいずれも健康に影響を生じることはないと考えられるレベルであるとして、流通業者等に連絡。

2 最近の状況と今後の予定

(1) 基本的な考え方

平成15年6月に公表した「食の安全・安心のための政策大綱」において、危機を未然に防止するため、わずかな兆候を見逃さず、最悪の事態を予想して準備し、できる限りすみやかに行動することなどを内容とする危機管理の実施を明記。

(2) 危機管理体制の強化

- ・ 7月に発足した消費・安全局に食品安全危機管理官を設置。
- ・ 農林水産省内の食品の安全に関する緊急連絡網を整備。
- ・ 緊急事態が発生した場合のセンター機能を担う危機管理対応チームを設置する予定。
- ・ 緊急事態に備えて、危機管理マニュアル（暫定版）について、食品安全委員会や厚生労働省と連絡をとりながら作成する方向で検討中。
- ・ なお、BSEの発生に係る対応体制については、農林水産省内の新体制に合わせて、見直し済み。

(3) 国内外の情報収集体制の強化

食品の安全に関わる内外の情報をできる限り早くとらえ、リスク管理を的確に行うことにより危機を未然に防止する上で極めて重要である国内外の情報収集体制を強化する。